

無実の死刑囚・元プロボクサー 袴田巖さんを救おう！

無実

第28号 2007年3月31日

袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会

424-0006 静岡市清水区石川本町 16-18

電話：054-366-2468 FAX：054-366-2475

郵便振替口座：番号 00890-7-185276 名称：清水・静岡袴田巖救援会

ホームページアドレス：<http://hakamada2.exblog.jp/>

死刑判決を起案した 元・裁判官 熊本典道氏 思いを告白する 3月9日 議員集会報告

代表 榎田 民夫



元世界チャンプたちと 前列 輪島功一さん 熊本典道さん、袴田秀子さん

3月9日 衆議院第一議員会館で

3月9日、衆議院第一議員会館で開催された死刑廃止議員連盟(会長 亀井静香氏)の勉強会で熊本典道氏が告白記者会見をすることになった。

これはその3月9日、私の行動報告である。

私は秀子さんの付き添いを担当していた。8時11分のひかりが静岡駅に入ってきた。窓に秀子さんの顔を確認して乗った。品川を過ぎてから同行しているはずの笹原さんはいない代わりにフジテレビの小穴記者とカメラが密着取材で同行していた。秋葉原で乗り換え小菅に向かう、小菅駅には西嶋弁護団長と取材陣が待っていた。遅れた笹原さんを待ってから東京拘置所の面会入口へ歩いた。カメラが歩く姿を追う。面会入口にもカメラクルーが待っていた。面会は秀子さん、西島団長、笹原さんの3人。申請後しばらく待つ。間もなく面会可能のランプが点灯し、同時にアナウンス。3人は8階に上がって行く。私は門の外の報道陣に面会が出来たことを伝え、山崎事務局長にも電話で連絡した。やがて面会から帰ってきた3人の報告が報道陣にされた。山崎事務局長の名前も覚えているし、メガネの差し入れ^(※)も届いていた。巖さんが「よく見えるようになった」と言っていたとのこと。

拘置所を後にして途中、小穴記者と報道の問題点について議論しながら急ぎ衆議院第一議員会館に向かう。松岡農水大臣のナントカ還元水の議員会館だ。控え室で初めて熊本さんに対面する。今まで憎むべき権力者と思っていた相手と手を握り合った。この人も誤った裁判制度の犠牲者である。会場に入ると大型テレビカメラが11台、福島みずほさん、江田五月さん、保坂展人さん(死刑廃止議連事務局長)の顔があった。輪島功一氏さんをはじめボクシング協会の人たちが居た。残念ながら亀井静香さんは来なかった。秀子さんの訴えにはみんな涙をのんだ。熊本典道さんの告白会見は予定より長くなったが、本人は自分の言いたいことをうまく話が出来なかったようだ。メモを用意して読めばよかったと思った。

死刑廃止議連での勉強会終了後、近隣のホテルのロビーで記者数名とのインタビューを行った。熊本さんの発言にわかりにくいところがあり、しっかりした記事を書いてもらうには確認すべきことが多くあると思われた。

外は夕闇が迫っていた。タクシーでTBS報道部に向かう。局内のレストランで夕食をとる。取材が終わり熊本氏をホテルに送ったのち帰路に向かう。

この日遅く帰宅してから筑紫哲也さんのNEWS23を見た。先程の取材がニュースに流れた。昨年12月20日、再審を求める会の代表であった平野雄三さんの葬儀に参列した筑紫哲也氏に偶然会い「袴田事件を報道して欲しい」とお願いしていた。快く了解してくれたがこんなに早く全国放送になって不思議なものを感じ、一日が終わった。

(※) 2月7日、山崎事務局長が面会した際、ボクシングマガジンやメガネを差し入れする約束をしていたもの。特にメガネ(老眼鏡)はお姉さんが25年ぐらい前に2個差し入れたのが最後だった。

いわゆる評議の秘密について

事務局長 山崎 俊樹

私たちは、今年初め、元・裁判官の熊本典道さんからの連絡を受け、ごく限られた関係者だけで1月末から2月末のかけ合計3日間、熊本さんと会いました。その内容は例会参加者に報告し、今後の対応に関しては実際接触を行った私から「再審支援に協力してもらうのには多少の障害があるが何とか協力してもらうつもりでいること」を伝えてきました。また、その後の事務局会議で、7月1日に開催を予定している集会にお呼びして、当時の判決文を書く心境などを話してもらえればと依頼することを決めました。ほぼ集会への参加への同意は得ていますが、今後細部を詰め、最終的には来月末には確定したいと思います。

さて、今回の評議の秘密の告白に関しては、一部報道機関の先行報道から始まり、「元裁判官の無罪心証」という日本の裁判の歴史の中では「衝撃的」な出来事のため、多くのマスコミで報道されたので、その事実関係はともかく、今回の経過の中で私が感じていることを述べてみます。

最高裁判所の判決では、少数意見をどの裁判官がどんな内容で述べたかが明記されています。私はこのことから、地裁でも高裁でも、死刑以外は選択の余地の無い判断を行う場合は、少数意見(反対意見)の有無を明らかにするか、全員一致まで徹底的に評議を重ねる必要があるのではないかと思います。

もちろん最高裁は法律審(憲法判断か判例違反や見直し)しかしない場所だから、といえばそれまでです。(中学校では日本は三審制だと教えられるが、事実審・・・証人や証拠を調べること・・・は高裁までしか行わないので、実質的には二審制かも知れません。ただし、最高裁は「重大な事実誤認の疑いがある」場合は「疑わしきは被告人の利益に」という原則に従い自ら判断を下すか、下級審に差し戻す場合があります)

私は、評議の秘密を守るのは被告人の人権を配慮したものではなく、「秘密が守られるから裁判官が自由にものを言える」というものなのではないか、と思うのです。

今回の熊本さんの発言はどうでしょうか。すでに、他のお二人の裁判官は他界(熊本さんによると)されています。そのため、言うか言わないかは別にして、全く反論なり、同意なり出来ない事は事実です。また、何でこの時期に、どうせ言うならもっと早く言ってもらいたかった、というのが正直な私の気持ちでもあるのです。熊本さんは「誰も聞きに来なかった」といわれるが、もし「袴田さんを助けなければ」という強い気持ちがあったら、どうとでも出来たはずではないでしょうか。

私が、この事件に関わり始めた当初(1981年頃)から、静岡地裁での死刑判決は裁判官の意見が分かれたらしい、との噂的なものは聞いていました。また、秋山賢三弁

護士は袴田弁護団に加わった時点から、元裁判官としてこの事件の一審判決文には「いわゆる評議の分裂があったのではないかと、述べられていました。(詳しくは季刊刑事弁護 No.10号 1997年)

事件直後の公判に提出された同じ証拠や証人の発言などを子細に検討し、一人の裁判官は有罪の心証を持ち、熊本さんは有罪の心証を持つことができなかった。熊本さんがおっしゃるとおり、最終的には裁判長が有罪との評決を下したのは事実であろう。熊本さん自身は、自身が有罪にするには無理がある理由として次のようなことを述べられています。

- ① 取り調べが連日深夜まで及び、袴田さんを有罪とする客観的証拠があまりにも少なすぎた。
- ② 凶器がクリ小刀1本だけで、被害者4人に多数の傷を負わせるのは不自然。
- ③ たった一人で犯行を犯したにしては、被害者4人の動作が不自然
- ④ いわゆる5点の衣類は「不自然な証拠の出し方」だった。

私は、臨時の公判期日の入れ方があまりにも不自然・・・・・・・・

9月10日 裁判所 実家の押収捜索令状発布(押収目的物・・・手袋、バンド)

9月11日 検察官 5点の衣類の証拠調を請求(裁判所に)

同日付、裁判所受理印

9月12日 袴田さんの実家への捜索

9月12日 裁判所は翌13日午後2時に公判日を指定(突如、期日外で指定)

9月13日 検察官 冒頭陳述の変更、 犯行着衣をパジャマから5点の衣類にズボンと共布の同一性についての鑑定申請

・・・・・・・・だったのです、裁判所も警察や検察官と一体となって何か関係しているのではないかと直接質問をしてみたが「(何かの圧力など)そんなことは絶対になかった」と言われています。

40年前の裁判で、熊本さんが裁判官として、当時の清水警察署・松本久次郎警部補らの取り調べの任意性・信用性を疑っていました。袴田さんの自白調書45通に関しては、その中には「無実の袴田さんしか言うことの出来ない袴田さん自身の“無知の暴露”が多数含まれている」との、浜田鑑定も再審請求の新証拠としてこれまでに提出されてきました。

本28号にも掲載していますが、鹿児島県の志布志選挙冤罪事件、富山県の強姦冤罪事件でも明らかになったように、警察の密室での取り調べが、多くの冤罪を生んでいるのは間違いのない事実なのです。袴田事件から41年を経た今でも、警察の取り調べがまさしく密室での拷問状態であることが奇しくも証明された形になってしまいました。

いずれにせよ、ある意味では法を犯してまで評議の秘密に光を当てた熊本さんの無罪心証(有罪とするにはあまりにも問題が多すぎる)と、死刑判決が多数決で決められ

た事実が明らかになった意味は大きいと思います。

2009年5月までに導入される裁判員制度では、私たち市民が有罪か無罪かを多数決で決めなくてはなりません。有罪の場合死刑しか選択の余地がなかったら、“有罪にするには問題が多すぎる”と判断した裁判員は、「自分は死刑に反対したのに死刑が決まってしまった」という重荷を一生背負って行かなくてはなりません。「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の原則を守るためには、多数決という評決の方法が正しいかどうか十分に議論する必要があったはずです。

3月8日付 静岡新聞 社説では今回の熊本告白を「投げ掛けた課題は重い」と人が人を裁く根元的な難しさとして、3月10日付 読売新聞 解説では「評議の秘密暴露、裁判員制度への影響懸念」と元裁判官として軽率ではないかとして、とらえています。

前述したように、冤罪は、今でも、いつでも、どこでも起こり、警察や検察の密室での長期間の取り調べ、証拠の全面開示がなされない現状が厳しく批判されています。裁判員制度導入の前に、私たちが今解決しなければならない課題は明らかでしょう。ぜひ、この二つの記事を読み比べて頂きたいと思います。

なお、読売新聞解説面には明らかな事実誤認・・・熊本さん自らが弁護団に連絡をとった・・・があった(事実は支援者に対して連絡をしてくれています)ので、記事の訂正を要求したことを報告いたします。(了)

4月例会は

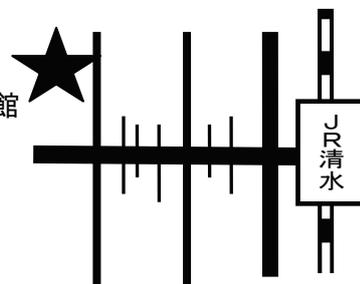
4月7日(土) 午後7~9時

清水辻公民館

清水辻公民館 1F 第1会議室で

テーマ:

「改めて、元裁判官の告白について考える」



獄中の袴田さんに手紙やハガキを出して下さい！

そして、その事実を記録して下さい

先月もお願いしましたが、5月以降、確定死刑囚に対する面会人の制限が緩和される予定です。そうすればいろんな方が面会を求めることも出来るし、文通も出来るようになります。ただ法務省は無制限に開放する訳ではありません。面会・交通を求める者がどのような支援を行っているのか、具体的に調べる可能性があります。

ですから、たとえ無駄になっても文通を求め、その事実を・・・差し出しの日時・文面の内容など・・・こちら側で記録(ハガキや手紙に日付を記入しコピーする)しておけば、面会・交通を求める時、法務省や東京拘置所との交渉などで、強く主張

することが出来ます。ぜひご協力下さい。

手紙やハガキの文面は簡単な内容でかまいません。大きな字で書いて下さい。
なお、送り先は下記の通りです

124-0001	葛飾区 小菅 1-35-1A	東京拘置所内
無実の死刑囚	袴田 巖	様

裁判員制度に関する案内

ちょっと待って！ 裁判員制度

～～私たちは裁判員制度受け入れてもいいの？～～

日時： 2007年5月26日(土) 午後2時～4時

講師： 弁護士 阿部 浩基 さん（静岡合同法律事務所）

場所： 静岡労政会館 視聴覚室

熊本氏の自告をめぐって考えたこと

会 員 N

昨年 11 月の最高裁への意見書面上で、私は静岡地裁の第一審のみならず高裁・最高裁においても有罪=死刑としたのは、警察・検察のでたらめな見込み捜査及びデッチ上げとそれをうのみにした裁判官の予断と偏見に全責任があるということだけではなく、マスコミの言動と地元の市民感情も大きくそれらに加担していたことを私の記憶を甦らせつつ強調しておきました。むろん、第一審判決での是非こそ、三審の中で、この事件に関しては最も重大な局面であったことは確かなことですが、それは第一審がおかれた当時の世相を考えれば、なおのことその局面は非常に厳しいものであったことが知れるのです。不合理な判決、通常を逸脱した判決であるにも拘わらず、大方は判決をやりすごして（是認）しまったのはなぜか？つまりは、それほど袴田真犯人説がマスコミの言動によって既成の事実として流布されてしまっていたのです。少し頭を冷やして検討すれば、判決の無理やゴリ押しが誰の目にも明らかであったわけです。この冷静さを失った市民感情が地裁判決に決定的に投影させたことを

現在では誰も否定できないでしょう。それが証拠に、熊本氏も「もし私が静岡に居て、事件発生から裁判に至るプロセスを詳しく知っていたら、私も有罪に回ったかもしれない」と今回自告しているのです。



日本の裁判制度は法制下に位置づけられ、それに則って運営されているとは云え、実際は有関心から無関心に至るまで、世論（世相）の動向にそれなりに左右されていることは周知の通りであり、加えて裁判官という人間が法律を運用して判決を下すのですから、そこに人間性が反映してしま

うのもある意味でやむをえないことでしょう。こういうことを遡行的に考えた場合、もし一審で袴田氏に無罪判決を出したとしたら、どうなっていたことでしょうか。おそらく、マスコミ、市民感情は熱くエキサイトして県警・地検の level では対処しきれない事態になっていたはずです。かくして、無茶と無理でゴリ押しした一審判決は、こういうことをよく心得ていたわけで、有罪=死刑判決が出るや否やそれまでの喧騒がウソのように急速に世論は沈静化していったことが、それを表しているわけです。

そして重要なことは、袴田裁判の経過を客観的に見返して、又他の多くの裁判（判例）を検討してみても、警察+マスコミの世論操作に対して真実を鋭く追求し声を大にして行動する市民運動の有無が判決に影響を及ぼすものであることを確認することです。従って、今日の熊本氏の自告といえども、もしねばり強い救援行動が皆無であったとしたら、一裁判官の苦渋の自告として線香花火の如く瞬く間に不都合な事実として闇に葬られてしまうでしょう。これは、人間社会の冷たい掟のようなものかもしれません。こういう意味で、私たちは今日の熊本氏の勇気（決心）の自告とその決意を無駄にしないために、最大限のリアクションをしなければならないでしょう。人が「勇気ある発言」をする場合、その心境はやはりそれまでのものとは明らかに違っているはずです。この心境に到達するプロセスは、人それぞれであり、それはその時の考え方、生き方が何よりも優先されて、それまで身につけてきたその他の世間的な尺度が脱落していることが考えられます。このようなプロセスの動機となるものは「信仰、リタイア、人生の終末、再起、etc.」などの価値観の転換をなす体験による

ものが殆どでしょう。

熊本氏の場合、そのいずれであっても、その動機自体をしっかりと見すえたら、私たちは万感の思いを込めてその勇氣（決意）を歓迎すべきであり、それと共にさっそくマスコミで流された「こういう（自告）は違法につながりかねないものであり、法制度上は大した影響もないはずである」という言動に左右されることなく、今まで以上に救援行動を前進させる必要があるでしょう。もしそうでなければ、せつかくの氏の勇氣ある発言を無にしてしまうこととなります。

「今回の自告の内容がどうあれ、所詮一審の一裁判官の回顧にすぎないもので、確定判決をくつがえす明らかな新証拠に比べれば物の数ではない」という厳しい現実も否定できません。それ故にこそ、私たちの救援行動の動向がこれまで以上に再審にあずかる裁判官の心意に影響するのであり、おそらくこの機を逸したらいろんな意味で大きな後退を余儀なくされるに違いないでしょう。

まったく予想だにできなかった今回の氏の自告は、袴田さんの失われた 40 年の人生に比すると既に過ぎ去ってしまったこと故、取るに足らぬものかもしれませんが（袴田氏の無念からすると、ということ）、しかしこれからの袴田さんの人生にとっては計り知れない重い意味を持つものであることを私たちは肝に銘ずるべきものと思います。又、そうなるように救援行動をしていってこそ氏の自告も共に計り知れない重い意味を持つということになると思います。（2007.3.7）

「井上氏と熊本氏に寄せて」

会 員 T

3月3日の定例会の日は午後2時から静岡空港建設に抗議して焼身自殺した井上さんの追悼集会があり、時間がずれていたのでどちらにも参加できた。抗議文とは別の「空港はいらない静岡県民の会」事務局長に宛てた手書きの遺文に私はただただ見入った。

「あとのことは、お願いします。」で始まり署名の後の書き添えたような一文に私の目は釘付けになった。「〇〇さんからあずかった市民ひろばのカギを同封します。」この世の生を断ち切ると言うのに彼は鍵の行方を案じていた。祭壇に飾られた遺影は確かにそういう彼の律儀さ、真面目さを宿していた。石川知事の命を受けたことを露骨に示す九回の数を重ねた収用委員会に彼は怒っていた。皆怒っていた。もちろん私も。でもその怒りに一点だけ違いがあった。彼の怒りは命を賭けた怒りだった。

空港建設の是非を問う住民投票が県議会によって否決された後にきたものは、必定

として民主主義と対極にある権力至上主義だった。民意を問うという民主主義があっさり葬り去られ、県議会のひと吹きで雲散霧消してしまった民意は私たちの民主主義に対する気概の浅さを如実に示している。

強制収用のための測量の現場に足を運んでくれた鎌田慧さんは当日集まった人数が 50 人という現実一度肝を抜かれた。数々の修羅場の戦いの場をルポしてきた氏にとって 50 人という数字はおよそ桁が違う彼の概念に無い数字だっただろう。

井上さんの怒りと絶望が如月の未明を選ばせたのだろうか？ 今日彼の死を悼んでこんなにも多くの人が集ったのに、彼はたった一人で漆黒の闇を焦がす炎の中で燃えてしまった。

山が！その山の命をもらって生を育んできた生きとしいけるものが！山を四季それぞれの色合いで染め上げてきた色彩が！すべて消えてしまった。今、荒涼とした砂漠の色だ。「自然を破壊するな！ 県民のために税金を使え！」 抗議文に地球市民と記し、かくも真つ当な訴えを遺して彼は逝ってしまった。

その彼の最後の言葉「絶対に、空港をつぶしてください。」正に彼の命と引き換えての私たちに遺したこの言葉は余りに重い。

定例会に出席すると熊本さんの記事に出会った。地獄で仏とはこのことだ。食い入るように読んだ。井上さんと熊本さんの自己の全存在を賭けた闘いは良心の人だからこそその闘いだ。彼らの苦悶が意気消沈していた私の心に深く染み入った。そして熊本さん以外にあと一人、有罪にするには無理があると無罪の判断をしていたら 100% 一番は無罪判決が出ていたと思うと、裁判官に命と運命が握られている冷酷な現実を呪った。

2004 年 8 月に 10 年の歳月を費やした暁に再審棄却の判決を出した三人の裁判官の中の一人である竹花さんは今、静岡地裁の裁判長として民から高い位置の中央に鎮座して日々判決を出している。対照的に熊本さんは袴田さんに死刑の判決を出した半年後に裁判官を辞した。袴田さんと同じ苦悶を背負い続けることを自己の拠って立つ処とする熊本さんの苦悶を竹花さんはどう感じるのだろうか？

この熊本さんの苦しみを受け止めるにふさわしい相手はもちろん袴田さんを措いて他にない。裁いた人と裁かれた人がそれぞれの 40 年の苦闘が伝え合えたら、お二方にとってこれ以上の癒しはない。しかし今それは不可能だ！袴田さんに熊本さんの苦しみは伝わらない。なんと残酷なことだろう。冤罪の犯罪性を告発してやまない。